第9期

定時株主総会招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

開催日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時15分）

開催場所

東京都中央区銀座二丁目3番6号
銀座並木通りビル6階
Le chic unjour
（ラシック アンジュール）

議案

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役6名選任の件

目次

第9期定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類 …… 3
事業報告 …… 9
連結計算書類 …… 26
計算書類 …… 29
監査報告書 …… 32

ウェルビー株式会社
証券コード：6556

welbe

証券コード 6556
2020年６月９日

株　主　各　位

東京都中央区銀座二丁目３番６号
ウェルビー株式会社
代表取締役社長　　大　田　　誠

第９期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第９期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1.　日　　時　**2020年６月26日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時15分）**

2.　場　　所　東京都中央区銀座二丁目３番６号
銀座並木通りビル６階
Le chic unjour（ラシック　アンジュール）

3.　目 的 事 項

報告事項
1. 第９期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第９期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（http://www.welbe.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（http://www.welbe.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には掲載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象になった書類です。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻等を変更する場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.welbe.co.jp/）に掲載します。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願いいたします。
当日は、当社役職員及びスタッフにおいて、マスクの着用等の感染拡大予防措置をとらせていただく場合がございます。また、会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席の場合



株主総会日時 **2020年６月26日（金曜日）午前10時開催**
（受付開始は午前９時15分を予定しております。）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、第９期定時株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。

株主総会にご欠席の場合

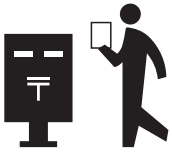

書面（郵送）にて行使される場合

行使期限 **2020年６月25日（木曜日）午後６時到着分まで有効**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。
※郵送による議決権の行使において、議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

当期の期末配当につきましては、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金　　4.4円
総額　　122,429,432円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月29日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役の候補者は次のとおりであります。

番号		氏名		当社における地位	取締役会への出席状況（2020年３月期）
1	再任	大田（おおた）　誠（まこと）		代表取締役社長	100%（15/15回）
2	再任	千賀（せんが）　貴生（たかお）		取締役副社長	100%（15/15回）
3	再任	浜地（はまち）　裕樹（ゆうき）		専務取締役	100%（15/15回）
4	再任	中里（なかざと）　英之（ひでゆき）		取締役	100%（15/15回）
5	再任	伊藤（いとう）　浩一（こういち）		取締役	100%（12/12回）
6	再任	神庭（かんば）　重信（しげのぶ）	社外 独立役員	取締役	100%（12/12回）

1 大田（おおた） 誠（まこと）（1972年４月22日生）

再 任

所有する当社株式の数 14,620,400株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1996年４月 ㈱武蔵野銀行　入行
2002年11月 ＴＡＣ㈱　入社
2004年11月 テラ㈱　取締役管理部長
2007年１月 同社　取締役副社長兼管理本部長兼医療事業部長
2007年５月 同社　取締役副社長兼管理本部長
2008年11月 同社　取締役副社長
2010年12月 バイオメディカ・ソリューション㈱　代表取締役社長
2011年12月 当社設立、代表取締役社長（現任）
2015年５月 テラ㈱　取締役

取締役候補者とした理由

大田誠氏は、2011年の創業以来、当社の代表取締役を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

2 千賀（せんが） 貴生（たかお）（1976年８月３日生）

再 任

所有する当社株式の数 2,832,900株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1998年８月 ＴＡＣ㈱　入社
2001年８月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
2005年７月 ㈱スパイラル・アンド・カンパニー　代表取締役副社長
2009年11月 ㈱ジェイアイエヌ（現 ㈱ジンズホールディングス）　監査役
2015年７月 ㈱スパイラルコンサルティング　代表取締役社長
2016年６月 ㈱ソフトフロント（現 ㈱ソフトフロントホールディングス）　監査役
当社　取締役管理本部長兼経理財務部長
2017年12月 取締役副社長兼管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

千賀貴生氏は、取締役副社長兼管理本部長として、豊富な知識と経験を活かし、管理本部機能の強化に貢献しております。今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

3 浜地 裕樹（はまち ゆうき）（1984年４月２日生）

再任

所有する当社株式の数 930,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2006年５月 テラ㈱ 入社
2012年11月 当社入社 第２事業部長
2014年７月 執行役員第１事業部長
2015年11月 専務執行役員
2016年６月 取締役就労移行支援事業部長
2018年12月 専務取締役福祉サービス事業部長（現任）
2020年２月 ㈱アイリス 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

浜地裕樹氏は、専務取締役福祉サービス事業部長として、豊富な知識と経験を活かし、事業部門の強化に貢献しております。今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

4 中里 英之（なかざと ひでゆき）（1972年４月７日生）

再任

所有する当社株式の数 60,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年４月 ㈱武蔵野銀行 入行
2013年５月 当社入社 第３事業部長
2014年７月 執行役員第２事業部長
2015年11月 専務執行役員
2016年６月 取締役療育事業部長
2018年12月 取締役（現任）
2020年６月 ㈱アイリス 取締役（2020年６月26日就任予定）

取締役候補者とした理由

中里英之氏は、療育事業の立ち上げに関わるなど、事業部門の責任者として豊富な経験と知識を有しており、今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

5 伊藤 浩一（いとう こういち）（1976年12月17日生）

再任

所有する当社株式の数 930,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年４月 東京ビジネスサービス㈱ 入社
2001年５月 ㈱ワークデータバンク（現 WDBホールディングス㈱） 入社
2002年４月 セレスター・レキシコ・サイエンシズ㈱ 入社
2007年10月 テラ㈱ 入社
2012年４月 当社入社
2012年11月 執行役員第１事業部長
2014年10月 執行役員総合企画部長
2015年７月 執行役員事業企画部長
2019年３月 社長室長
2019年６月 取締役（現任）
2020年６月 ㈱アイリス 取締役（2020年６月26日就任予定）

取締役候補者とした理由

伊藤浩一氏は、創業初期に当社に入社して以来、事業開拓やマーケティングの分野を中心に当社の業績に大きく貢献しており、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

6 神庭 重信（かんば しげのぶ）（1954年１月20日生）

再任 社外 独立役員

所有する当社株式の数 ―株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年９月 慶應義塾大学病院精神神経科学教室 入局
1982年１月 米国メイヨクリニック(薬理学、精神科）留学
1987年５月 慶應義塾大学医学部 助手、講師を歴任
1996年９月 山梨医科大学（現 山梨大学）医学部精神神経医学講座 教授
2004年４月 九州大学大学院医学研究院精神病態医学分野 教授
2019年４月 同大学 名誉教授（現任）
2019年６月 当社 取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由等

神庭重信氏は、大学教授としての豊富な経験と、当社利用者の主な疾患である精神医療に関する高度な専門的知識を有しており、学術的かつ臨床的な視点を踏まえた客観的な立場から経営を監督していただくことにより、当社の企業価値向上に寄与していただけると判断し、社外取締役候補者としております。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大田誠氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
3. 神庭重信氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 神庭重信氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任され就

任した場合、引続き独立役員となる予定です。

5. 当社は、神庭重信氏が原案どおり選任され就任した場合、当社定款に基づき、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定です。

以　上

（添付書類）事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にあります。先行きについては、感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれ、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。

障害福祉業界においては、官公庁の障害者雇用数の水増し問題が発覚し、社会の大きな関心を集める一方で、企業においては法定雇用率の上昇やますます顕在化してきた人手不足を背景に、障害者を雇用することの重要性が日に日に高まってきております。

また、2018年４月に障害福祉サービス等報酬改定が実施され、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価したメリハリのある報酬体系への転換が図られました。

当社グループは、このような環境のなか、就労移行支援事業においては、新しいサービスである「就労定着支援事業所」を順次開所する一方で、就労移行支援事業所「ウェルビー」においては、新規拠点の設立を継続するとともに、既存拠点の稼働率の向上に努めました。また、療育事業においては、未就学児童を対象とした「ハビー」及び学齢期の児童を対象とした「ハビープラス」の新規開設を継続するとともに、既存拠点の稼働率の向上及び有資格者や経験者の増員に努め、サービス品質の向上を図ってまいりました。さらに、当社は、2020年2月に、大阪府において児童福祉法に基づく８つの事業所（児童発達支援及び放課後等デイサービスの多機能事業所）と1つの相談支援事業所を営業する株式会社アイリスの発行済株式全てを取得しました。このM＆Aの実行に伴い、第４四半期連結会計期間より、同社の事業所「アイリスクラブ」が当社グループに加わりました。

具体的には、当連結会計年度末における当社グループの拠点数は、就労移行支援事業所が71拠点(前期末67拠点)、療育事業所のうち児童発達支援事業所が24拠点（前期末21拠点)、放課後等デイサービス事業所が９拠点（前期末５拠点)、児童発達支援サービスと放課後等デイサービスの２つのサービスを提供する多機能事業所が８拠点となりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、それぞれの事業所において利用者数及び稼働率が向上するとともに、サービス単価が上昇したことにより、売上高及び利益率が向上し、売上高6,878,327千円、営業利益1,758,473千円、経常利益1,756,678千円、親会社株主に帰属する当期純利益1,174,383千円となりました。

なお、当社グループは、障害福祉サービス事業の単一セグメントであるため、全社合計での数値を記載しております。また、当連結会計年度より連結決算を開始しているため、前連結会計年度末比増減数を記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、242,500千円で、その主なものは、事業所の新規開設のための有形固定資産の投資となっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、法令を遵守し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、継続的に企業価値を高めていく上で、以下の項目を重要課題として取り組んでまいります。

① 人材の確保と社員育成

当社グループは、全国規模で事業所の開設を継続的に進めておりますが、社会的な要請や当社サービスの利用者のニーズに応えるために、情熱と愛情のある優秀な人材の継続的確保及び定着化を重要な課題の一つとして認識しております。

そこで、有資格者や経験の豊富な社員のみならず、高い意識をもった社員を適正に配置するため、働き甲斐がある職場環境を構築することに努めております。

具体的には、採用においては、採用担当者を増員し採用力を強化するとともに、中途採用及び新卒採用を継続的に実施し、人員体制の拡充を図ってまいります。人事制度においては、障害福祉の支援員として専門性を深めていくキャリアパスだけではなく、多店舗展開を担う現場マネジメント職のキャリアパスの整備にも取り組んでまいります。

さらに、離職率低減に向けた取り組みとして、管理部門への業務集約化や各種システムの導入と整備を進め、支援員の業務負担の軽減を図ってまいります。また、従業員専用の相談窓口を設置するなど、現場の意見を経営に反映させるための取り組みを行っております。

② 持続的な事業展開の推進

当社グループは、全国規模で事業所開設を進めておりますが、今後も持続的に事業展開を推進していくために、業務の標準化が課題であると認識しております。

そのために、業務マニュアルを継続的に改善し、その徹底に努めておりますが、今後も一層の業務の標準化に取り組んでまいります。

③ 知名度の向上

当社グループは、障害者向けサービスを行っておりますが、競合他社を含め多くの事業所がある首都圏を除きますと、就労移行支援事業や児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業といった障害福祉サービスの認知度は高いとはいえず、今後は、当社グループの提供するカテゴリーの障害福祉サービスの存在を首都圏以外の地域に浸透させることが求められます。

当社グループは、地方拠点の開設のほか、学会参加や広報活動を通じた全国的な知名度向上が、利用者紹介の機会増につながるものと考えており、１人でも多くの障害者の方に成長と活躍の場を提供することを通じて、地域社会の発展に取り組んでまいります。

④ 就職後のサービスの強化

当社グループの就労移行支援事業におきましては、当社グループのサービスを経て就職をした利用者が、その職場で長く働き自立することができるようにすることが課題であると認識しております。収益面においても、就労移行支援事業所においては、職場定着者が多いほど、それぞれの事業所ごとに設定される基本報酬は上昇します。また、2018年４月から開始された就労定着支援事業所においては、当社グループの就労移行支援事業所を経て就職した職場定着者が主な利用対象者となりますので、職場定着者が多いほど報酬は増えていきます。以上により、定着支援で成果をあげることで、売上の拡大及び利益率の向上につながっていきます。

また、利用者個人に対する公費内のサービスだけではなく、障害者雇用で課題をかかえる企業や地方公共団体に対するサービスの開発にも努め、収益基盤の拡大に取り組んでまいります。

⑤ カリキュラムの継続的改善

当社グループは、利用者への教育的効果を高めるために、提供するカリキュラムを継続的に改善していくことが課題であると認識しております。

そのために、大学や医療機関等との連携を強化し知見をアップデートするとともに、最新の研究成果と環境の変化に対応したカリキュラム開発に取り組んでまいります。

⑥ 必要な法令の遵守

当社グループが展開する事業におきましては、各種法令及び制度に基づいたサービス提供がほとんどであり、障害者総合支援法、児童福祉法等の関連法令の遵守が事業継続の大前提であります。

当社グループでは、これらの法令に基づき事業活動を行う中で、今後予想される法改正に柔軟に対応しつつ、持続可能な障害福祉サービス体制の構築を推進してまいります。

⑦ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、持続的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、業務執行に対する監督体制を強化することにより透明性の高い経営を目指すとともに、内部統制機能の強化及びコンプライアンス遵守を推進し、企業価値の持続的向上を実現する体制の構築に努めております。

具体的には、社外取締役の活用や監査役会、会計監査人、内部監査部門の連携を図り、取締役会の経営戦略策定機能・監督機能を十分に発揮できる体制を整えております。

今後におきましても、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより内部管理体制の強化を図り、リスク管理の徹底とともに強固なコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区分＼期別	第6期 (2017年3月期)	第7期 (2018年3月期)	第8期 (2019年3月期)	第9期 (2020年3月期)
売上高 (千円)	—	—	—	6,878,327
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	—	1,174,383
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	42.35
総資産 (千円)	—	—	—	4,511,219
純資産 (千円)	—	—	—	3,477,649
1株当たり純資産額 (千円)	—	—	—	124.98

(注) 1. 第9期より連結計算書類を作成しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区分＼期別	第6期 (2017年3月期)	第7期 (2018年3月期)	第8期 (2019年3月期)	第9期 (2020年3月期)
売上高 (千円)	2,858,574	4,364,379	5,751,435	6,784,229
当期純利益 (千円)	342,497	704,736	991,797	1,200,944
1株当たり当期純利益 (円)	14.36	26.93	36.40	43.31
総資産 (千円)	1,718,696	3,059,470	3,707,316	4,472,154
純資産 (千円)	537,209	1,835,230	2,539,833	3,504,210
1株当たり純資産額 (千円)	20.80	69.11	92.02	125.94

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 当社は、2016年6月22日付で株式1株につき100,000株、2018年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行いましたが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名　称	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アイリス	20,100千円	100.0%	児童福祉法に基づく事業所の運営

（注）当社は、近畿圏における療育事業への本格的な進出及び当社の就労移行支援事業とのシナジー効果を目的として、2020年2月に、大阪府において児童福祉法に基づく8つの事業所（児童発達支援及び放課後等デイサービスの多機能事業所）と1つの相談支援事業所を営業する株式会社アイリスの発行済株式全てを取得しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「就労移行支援事業」と「療育事業」の２つを事業としております。

名　　称	事　業　内　容
就労移行支援事業	主に就労移行支援事業所の運営。18歳以上65歳未満の障害や難病をお持ちのかたを対象として、就職するまでの支援と、職場定着するまでの支援を実施。
療育事業	未就学児向けの児童発達支援事業所及び小中高生向けの放課後等デイサービス事業所の運営。個々にあわせた成長・発達をうながす指導を実施。

(8) 主要な事業所（2020年３月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本部	東京都中央区
就労移行支援事業	就労移行支援事業所が、北海道、宮城県、石川県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県に全71事業所
療育事業	児童発達支援事業所が、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県に全24事業所 放課後等デイサービス事業所が、埼玉県、千葉県に、全９事業所 児童発達支援サービスと放課後等デイサービスの２つサービスを提供する多機能事業所が、大阪府に全８事業所

(9) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
823名	—

（注）1. 当社グループは、障害福祉サービス事業の単一セグメントであるため、当社グループ全社合計での従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員、パートタイマーは含んでおりません。
3. 当連結会計年度より連結決算を開始しているため、前連結会計年度末比増減数を記載しておりません。

②当社の使用人の状況

従　業　員　数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
763名	98名増	37.4歳	2.36年

（注）1. 当社は、障害福祉サービス事業の単一セグメントであるため、全社合計での従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時従業員、パートタイマーは含んでおりません。
3. 従業員が前期末と比較して増加したのは、主として業容拡大による定期及び期中採用者が増加したことによるものであります。

(10) 主要な借入先（2020年３月31日現在）

借　　入　　先	借　入　額
日本生命保険相互会社	25,300千円
株式会社みずほ銀行	23,336千円
株式会社横浜銀行	21,740千円
株式会社武蔵野銀行	10,462千円

(11) その他企業集団の現況に関する事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　103,200,000株

(2) 発行済株式の総数　　27,825,000株（自己株式129株を含む。）

(3) 株　　主　　数　　3,924名

(4) 大　　株　　主（上位10名）

株　　主　　名	持　株　数（株）	持株比率（%）
大田　誠	14,620,400	52.54
千賀　貴生	2,832,900	10.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,337,800	8.40
浜地　裕樹	930,000	3.34
伊藤　浩一	930,000	3.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	545,700	1.96
野村信託銀行株式会社（投信口）	454,100	1.63
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	434,493	1.56
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	397,000	1.42
JP MORGAN CHASE BANK 385650	380,100	1.36

（注）持株比率は、自己株式（129株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況

回次	第２回新株予約権
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	１名
当社社外取締役（社外役員に限る）	０名
当社監査役	０名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	390,000株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり８円
新株予約権の行使期間	2018年６月28日から 2026年６月27日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)

（注）新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた際に当社取締役（社外取締役である者を除く）であった新株予約権者は、当社の取締役・従業員のいずれの地位をも喪失したときは、新株予約権を行使することができない。

(2) 新株予約権の割当てを受けた際に当社社外取締役であった新株予約権者は、当社の取締役・監査役のいずれの地位をも喪失したときは、新株予約権を行使することができない。

(3) 新株予約権の割当てを受けた際に当社従業員であった新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役・監査役・従業員のいずれの地位をも喪失したときは、新株予約権を行使することができない。

(4) 上記（注）(1)乃至（注）(3)にかかわらず、新株予約権者が行使期間内に死亡した場合、その者の相続人は、１名に限り新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大田 誠	
取締役副社長	千賀貴生	管理本部長
専務取締役	浜地裕樹	福祉サービス事業部長 (株)アイリス　代表取締役社長
取締役	中里英之	
取締役	伊藤浩一	
取締役	神庭重信	
常勤監査役	小松満義	
監査役	北 康利	(株)北康利事務所　代表取締役 京阪プライベート・リート投資法人　監督役員
監査役	佐藤仁良	リーガルストラテジー法律事務所　パートナー弁護士

(注) 1. 取締役神庭重信氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役小松満義氏及び佐藤仁良氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役神庭重信氏、監査役小松満義氏及び佐藤仁良氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役小松満義氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中における取締役及び監査役の担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月
伊藤浩一		当社　取締役	2019年6月26日
神庭重信		当社　社外取締役	2019年6月26日
北 康利	当社　社外取締役	当社　監査役	2019年6月26日
浜地裕樹	当社　専務取締役 福祉サービス事業部長	当社　専務取締役 福祉サービス事業部長 (株)アイリス 代表取締役社長	2020年2月5日

6. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
北　　康　　利	2019 年 6 月 26 日	任期満了	当社　社外取締役
筑　紫　武　文	2019 年 6 月 26 日	辞任	当社　社外監査役

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			支給対象となる役員の数（名）
		基本報酬	賞与	ストック・オプション	
取締役 （うち社外取締役）	156,990 (5,400)	156,990 (5,400)	— (—)	— (—)	7 (2)
監査役 （うち社外監査役）	21,150 (16,650)	21,150 (16,650)	— (—)	— (—)	4 (3)
合計	178,140	178,140	—	—	11

（注）1. 取締役の報酬限度額は、2016年６月27日開催の臨時株主総会に基づき、年額300,000千円（ただし、使用人分給与は含まない。）と定めております。
2. 監査役の報酬限度額は、2016年６月27日開催の臨時株主総会に基づき、年額30,000千円と定めております。
3. 上記には、2019年６月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間に、重要な取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　名	主な活動状況
神庭重信 (社外取締役)	2019年６月26日就任以降に開催された取締役会12回のすべてに出席しました。取締役会においては、精神医療に関する高度な専門的見地を活かし、外部的視点から助言や提言を行っております。
小松満義 (社外監査役)	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席しました。取締役会及び監査役会においては、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識と知見を活かし、助言や提言を行っております。
佐藤仁良 (社外監査役)	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席しました。取締役会及び監査役会においては、弁護士としての専門的見地を活かし、経営の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第31条及び同第41条に、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区　分	責任限定契約の内容の概要
取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)	当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。
監査役	当社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、監査役の会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務の報酬	16,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針にしたがって以下のように体制を整備しております。

① 当社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) リスク・コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。

(ロ) 取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス教育プログラムを策定し、研修等を継続的に行います。

(ハ) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入しております。

(ニ) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、取締役会に報告しております。

(ホ) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク・コンプライアンス規程に従ってリスク・コンプライアンス委員会に報告の上、必要に応じて外部専門家と協力しながら対応に努めております。

(ヘ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。

(ト) 反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、総務人事部を対処部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応してまいります。

② 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存・管理に関する事項

(イ) 取締役及び使用人の職務執行にかかる情報については、文書管理規程の定めに従い、適正に記録、保存、管理してまいります。

(ロ) 取締役及び監査役は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとします。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) リスク・コンプライアンス規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い適切に対応してまいります。

(ロ) リスクを知覚した場合は、取締役又は監査役に直ちに報告するものとします。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 会社の意思決定方法については、職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行うものとします。
(ロ) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行してまいります。
(ハ) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図るものとします。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(イ) 当社グループにおける経営の健全性及び業務の効率性の向上を図るため、当社の管理本部を関係会社の管理担当部署と定め、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。
(ロ) 関係会社管理規程を制定し、当社子会社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告又は承認を求めることとします。特に重要な事項については、当社の取締役会へ付議します。
(ハ) 内部監査室は、当社及び当社グループ会社の業務の適正性に関する監査を行います。
(ニ) 監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、必要があるときは関係会社に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査します。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な員数及び求められる資質について協議を行い、適切と認められる人員を配置いたします。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
(イ) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する人事異動、評価及び懲罰の決定については、監査役に事前の同意を得ることとします。
(ロ) 監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については監査役以外からの指揮命令を受けないものとします。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
(イ) 補助使用人は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保いたします。
(ロ) 補助使用人は、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加いたします。
(ハ) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものと

します。
(二) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができるものとします。

⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
(イ) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告するものとします。
(ロ) 内部監査室は、その監査計画や監査結果を監査役に定期的に報告するものとします。
(ハ) 内部通報制度を整備し、取締役会はその内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査役と共有の上、業務執行の内容を検証するものとします。
(ニ) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告するものとします。
(ホ) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の事業の状況や、コンプライアンス及びリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況を監査役に定期的に報告するものとします。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報規程において、監査役に報告をした者が当該報告を理由として人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けないことを明記するものとします。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明した場合を除き、これに応じるものとします。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(イ) 代表取締役は定期的に監査役と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査役監査の環境整備に努めるものとします。
(ロ) 監査役は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
(ハ) 監査役は必要に応じて、会社の費用負担により弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適正性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は13回、リスク・コンプライアンス委員会は４回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室との間で随時意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

※本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**3,352,506**
現金及び預金	2,036,464
売掛金	1,241,615
貯蔵品	13,179
前払費用	57,517
未収入金	4,319
その他	10
貸倒引当金	△601
固定資産	**1,158,713**
有形固定資産	**576,035**
建物附属設備	499,005
工具、器具及び備品	278,721
車両運搬具	22,974
リース資産	84,651
減価償却累計額	△309,317
無形固定資産	**121,119**
ソフトウエア	33,680
のれん	87,439
投資その他の資産	**461,557**
関係会社株式	10,000
関係会社長期貸付金	70,000
敷金及び保証金	238,462
長期前払費用	31,222
繰延税金資産	111,872
資産合計	**4,511,219**

科　　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**940,526**
1年内償還予定の社債	28,400
1年内返済予定の長期借入金	79,958
リース債務	7,622
未払金	125,152
未払費用	96,019
未払法人税等	410,360
預り金	16,741
賞与引当金	174,949
その他	1,322
固定負債	**93,043**
社債	72,200
長期借入金	880
リース債務	1,283
長期未払金	18,679
負債合計	**1,033,569**
(純資産の部)	
株主資本	**3,477,643**
資本金	**333,287**
資本剰余金	**330,287**
利益剰余金	**2,814,236**
自己株式	**△167**
新株予約権	**6**
純資産合計	**3,477,649**
負債・純資産合計	**4,511,219**

連結損益計算書（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　額	
売上高		**6,878,327**
売上原価		**4,135,346**
売上総利益		**2,742,980**
販売費及び一般管理費		**984,506**
営業利益		**1,758,473**
営業外収益		
受取利息	218	
助成金収入	3,552	
受取家賃	2,000	
経営指導料	1,800	
その他	1,548	**9,118**
営業外費用		
支払利息	3,101	
社債利息	780	
リース解約損	4,893	
固定資産除却損	1,555	
その他	583	**10,914**
経常利益		**1,756,678**
特別損失		
減損損失	18,180	**18,180**
税金等調整前当期純利益		**1,738,498**
法人税、住民税及び事業税	611,629	
法人税等調整額	△47,514	**564,115**
当期純利益		**1,174,383**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,174,383**

連結株主資本等変動計算書（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日残高	332,404	329,404	1,878,069	△116	2,539,761
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	883	883			1,767
剰余金の配当			△238,217		△238,217
親会社株主に帰属する当期純利益			1,174,383		1,174,383
自己株式の取得				△51	△51
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	883	883	936,166	△51	937,882
2020年３月31日残高	333,287	330,287	2,814,236	△167	3,477,643

	新株予約権	純資産合計
2019年４月１日残高	72	2,539,833
連結会計年度中の変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		1,767
剰余金の配当		△238,217
親会社株主に帰属する当期純利益		1,174,383
自己株式の取得		△51
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△66	△66
連結会計年度中の変動額合計	△66	937,816
2020年３月31日残高	6	3,477,649

計算書類

貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**3,190,867**
現金及び預金	1,933,916
売掛金	1,178,162
貯蔵品	13,179
前払費用	53,758
未収入金	3,448
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	9,000
貸倒引当金	△599
固定資産	**1,281,287**
有形固定資産	**563,302**
建物附属設備	472,905
工具、器具及び備品	275,038
リース資産	81,419
減価償却累計額	△266,061
無形固定資産	**33,194**
ソフトウエア	33,194
投資その他の資産	**684,791**
敷金及び保証金	231,597
長期前払費用	29,751
関係会社株式	214,200
関係会社長期貸付金	106,000
繰延税金資産	103,242
資産合計	**4,472,154**

科　　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**874,900**
1年内償還予定の社債	28,400
1年内返済予定の長期借入金	79,958
リース債務	7,237
未払金	112,243
未払費用	69,329
未払法人税等	396,259
預り金	15,881
賞与引当金	164,269
その他	1,322
固定負債	**93,043**
社債	72,200
長期借入金	880
リース債務	1,283
長期未払金	18,679
負債合計	**967,944**
(純資産の部)	
株主資本	**3,504,204**
資本金	**333,287**
資本剰余金	**330,287**
資本準備金	330,287
利益剰余金	**2,840,797**
利益準備金	750
その他利益剰余金	2,840,047
繰越利益剰余金	2,840,047
自己株式	**△167**
新株予約権	**6**
純資産合計	**3,504,210**
負債・純資産合計	**4,472,154**

損益計算書（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**6,784,229**
売上原価		**4,050,757**
売上総利益		**2,733,472**
販売費及び一般管理費		**946,796**
営業利益		**1,786,676**
営業外収益		
受取利息	227	
助成金収入	3,552	
経営指導料	1,800	
受取家賃	2,000	
その他	1,387	**8,966**
営業外費用		
支払利息	2,339	
社債利息	780	
リース解約損	4,893	
固定資産除却損	1,520	
その他	134	**9,668**
経常利益		**1,785,973**
特別損失		
減損損失	18,180	**18,180**
税引前当期純利益		**1,767,793**
法人税、住民税及び事業税	610,165	
法人税等調整額	△43,316	**566,849**
当期純利益		**1,200,944**

株主資本等変動計算書（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2019年４月１日残高	332,404	329,404	329,404	750	1,877,319	1,878,069
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	883	883	883			
剰余金の配当					△238,217	△238,217
当期純利益					1,200,944	1,200,944
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	883	883	883		962,727	962,727
2020年３月31日残高	333,287	330,287	330,287	750	2,840,047	2,840,797

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2019年４月１日残高	△116	2,539,761	72	2,539,833
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		1,767		1,767
剰余金の配当		△238,217		△238,217
当期純利益		1,200,944		1,200,944
自己株式の取得	△51	△51		△51
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△66	△66
事業年度中の変動額合計	△51	964,443	△66	964,377
2020年３月31日残高	△167	3,504,204	6	3,504,210

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月８日

ウェルビー株式会社
　取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　髙　木　康　行

指定社員 業務執行社員　公認会計士　太　田　裕　士

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウェルビー株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルビー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月８日

ウェルビー株式会社
　取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　髙　木　康　行

指定社員 業務執行社員　公認会計士　太　田　裕　士

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルビー株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

ウェルビー株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　小松　満義　㊞

監査役　北　康利　㊞

社外監査役　佐藤　仁良　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

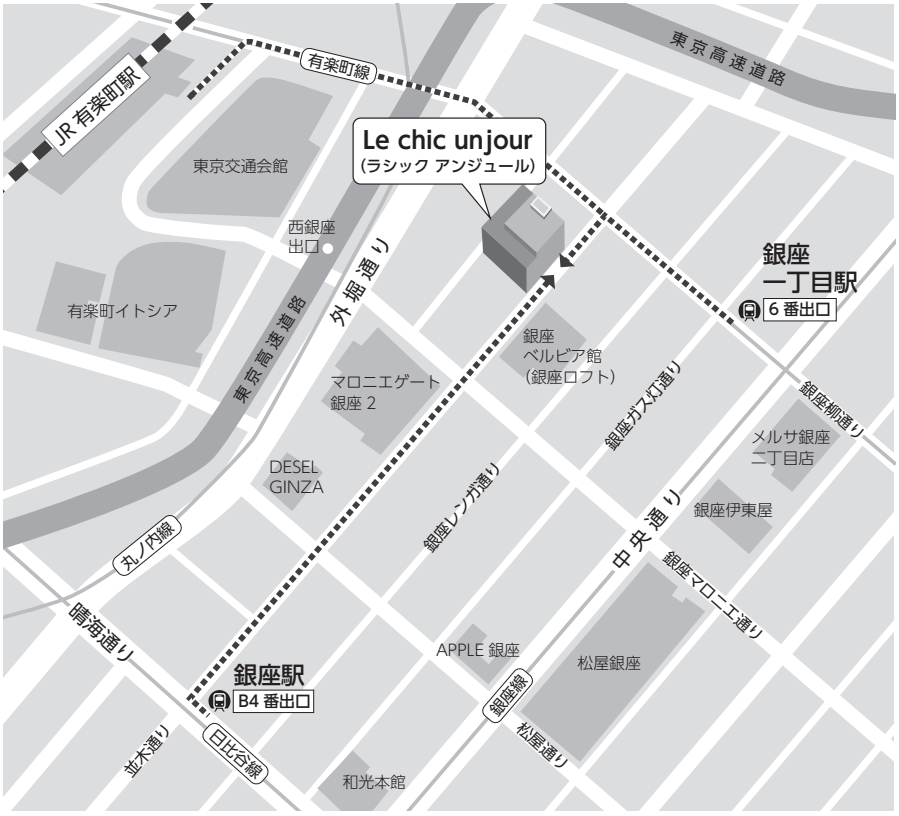

日　時　**2020年6月26日（金曜日）午前10時**（受付開始 午前9時15分）

会　場　東京都中央区銀座二丁目3番6号　銀座並木通りビル6階
Le chic unjour（ラシック アンジュール）

交通機関のご案内

東京メトロ**「銀座駅」**B4出口から徒歩3分
東京メトロ**「銀座一丁目駅」**6番出口から徒歩2分
JR**「有楽町駅」**徒歩3分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。